

特定施設一覧表（騒音・振動）

騒音に係る特定施設（法）	振動に係る特定施設（法）				
<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>※ 条例では矯正プレスを除き、呼び加圧能力が 50t 以上のものに限る。</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。）</p> <p>ヘ セン断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト（タンブラスト以外のものにおいて、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p> <p>2 空気圧縮機（冷凍機を除く）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）</p> <p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p>	<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機を除く）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）</p> <p>6 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>				
<p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>10 合成樹脂用射出成形機</p> <p>11 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>	<table border="1" data-bbox="826 1339 1398 1523"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="826 1339 1398 1406">根拠法令ごとの届出対象地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1406 1046 1523">騒音規制法 振動規制法</td> <td data-bbox="1046 1406 1398 1523">都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)</td> </tr> </table>	根拠法令ごとの届出対象地域		騒音規制法 振動規制法	都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)
根拠法令ごとの届出対象地域					
騒音規制法 振動規制法	都市計画法に基づく市街化区域 (工業専用地域を除く)				

特定施設一覧表（騒音・振動）

騒音に係る特定施設（条例）	振動に係る特定施設（条例）				
<p>1 金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</p> <p>エ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ※ 条例では矯正プレスを除き、呼び加圧能力が 50t 以上のものに限る。</p> <p>オ 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN 以上のものに限る。）</p> <p>カ セン断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）</p> <p>キ 鍛造機</p> <p>ク ワイヤフォーマー（ワイヤフォーマーマシン）</p> <p>ケ プラスト（タンブラスト以外のものにおいて、密閉式のものを除く。）</p> <p>コ タンブラー</p> <p>サ 研摩機（栃木県生活環境の保全等に関する条例の横出し施設）</p> <p>シ 切断機（といしを用いるものに限る。）</p> <p>2 空気圧縮機（冷凍機を除く）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 建設用資材製造機械</p> <p>ア コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る。）</p> <p>イ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る。）</p> <p>6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>7 木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>カ かんご盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>10 合成樹脂用射出成形機</p> <p>11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p> <p>12 クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る。）（栃木県生活環境の保全等に関する条例の横出し施設）</p>	<p>1 金属加工機械</p> <p>ア 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>イ 機械プレス</p> <p>ウ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）</p> <p>エ 鍛造機</p> <p>オ ワイヤフォーマー（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機を除く）</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）</p> <p>6 木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="826 1375 1398 1442">根拠法令ごとの届出対象地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1442 1046 1559">栃木県生活環境の保全等に関する条例</td> <td data-bbox="1046 1442 1398 1559">都市計画法に基づく工業専用地域及び市街化調整区域</td> </tr> </table>		根拠法令ごとの届出対象地域		栃木県生活環境の保全等に関する条例	都市計画法に基づく工業専用地域及び市街化調整区域
根拠法令ごとの届出対象地域					
栃木県生活環境の保全等に関する条例	都市計画法に基づく工業専用地域及び市街化調整区域				
<p>〔注〕 下線の（1-サ）研摩機、（12）クーリングタワーは、栃木県生活環境の保全等に関する条例の横出し施設であり、法の規制地域においても条例に基づく届出が必要となる。</p>					